



Q 私の会社では
時間外・休日労働
時間数に關係なく、
毎月一定額の残業代が
支払われます。仕事の

A 労働基準法で
は、使用者が労働
者に時間外労働を行
わせた場合、通常労働
時間の賃金計算額の25
%以上、休日労働は35

繁閑があり、忙しい月
にはその額では足りない
ように思うのです
が、このような支払い
方は良いのでしょうか。

定額制の残業代

%以上、深夜労働は25
%以上の率で計算した
割増賃金を支払うよう
規定しています。

質問のような支払い
方は、即違法ではありませんが、適法である
ためには、支払われる
一定額が毎月実際に残
業した時間数を基に計
算した額と同額以上で
ある必要があります。

定額払いが適正な範
囲にあるかどうかを確
認するためには、使用
者は労働者の労働時間
を正確に把握しなけれ
ばなりません。

厚生労働省では「労働時間数を基に計算した額が、毎月支払われる一定額を超えた場合、使用者はその差額を別途支払う必要があり、使用者はそれが確認する①タイムカードやICカードなどの記録により確認することとします。やむを得ず自己申告制による場合には▽制度の内容を労働者に十分に説明する▽申告時間と実際の残業時間に隔たりがないか実態調査をする▽申告時間の上限を設けないことなどを求めています。

実際の時間外・休日労働時間数を基に計算した額が、毎月支払われる一定額を超えた場合、使用者はその差額を別途支払う必要があり、使用者はそれが確認する①タイムカードやICカードなどの記録により確認することとします。やむを得ず自己申告制による場合には▽制度の内容を労働者に十分に説明する▽申告時間と実際の残業時間に隔たりがないか実態調査をする▽申告時間の上限を設けないことなどを求めています。